

## 議第48号

訴えの提起について

次のとおり訴えを提起する。

平成30年6月12日提出

檀原市長 森下 豊

### 1 被告となるべき者の住所及び氏名

- (1) [REDACTED]  
[REDACTED]
- (2) [REDACTED]  
[REDACTED]

### 2 請求の要旨

市は、次に掲げる判決及び仮執行の宣言を求める。

- (1) 被告らは、原告檀原市に対し、市営住宅を明渡せ。
- (2) 被告らは、原告檀原市に対し、連帯して、平成30年3月1日から明渡し済みまで1か月当たり金201,000円の金員を支払え。
- (3) 訴訟費用は、被告らの負担とする。

### 3 本件に関する取扱い

- (1) 判決の結果必要があるときは、上訴することができる。
- (2) 訴訟において必要があるときは、請求の趣旨を変更し、若しくは追加し、又は和解し、若しくは訴えを取り下げることができる。

理由 市営住宅家賃を滞納していた者に対しては、市営住宅の明渡し及び賃料相当損害金の支払を求め、市営住宅を不法に占有している者に対しては、市営住宅の明渡し及び損害賠償金の支払を求めるため、訴えの提起について、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの



議第49号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

平成30年6月12日提出

檀原市長 森下 豊

1 放棄する権利

生活保護法第63条返還金に係る金銭債権

2 放棄する債権の額

176,654円

3 債務者

[REDACTED]  
[REDACTED]

4 放棄の理由

債務者が死亡し、かつ、全ての相続人が相続を放棄したことにより、債権の回収が困難であると判断したため

理由 債務者が死亡した生活保護法第63条返還金に係る金銭債権の権利の放棄について、  
地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの



議第50号

特定事業契約の変更について

特定事業契約について、次のとおり変更するものとする。

平成30年6月12日提出

橿原市長 森下 豊

平成27年橿原市議会3月定例会における議決を経て締結した八木駅南市有地活用事業に係る特定事業契約について、当該議決事項3の契約金額を9,542,425,496円に改める。

理由 本件契約の施設整備業務に係る対価の支払に対する割賦金利の算出根拠となる基準金利が、約款に定められた期日の到来により確定したことで、特定事業契約の契約金額に変更が生じたため、これにつき議会の議決を求めるもの



議第51号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

平成30年6月12日提出

檀原市長 森下 豊

認定する路線

| 路線<br>番号 | 路 線 名    | 起 点             | 終 点             | 重要な<br>経過地 |
|----------|----------|-----------------|-----------------|------------|
| 1674     | 四条町36号線  | 四条町811番先<br>から  | 四条町812番先<br>まで  | —          |
| 1675     | 中曽司町89号線 | 中曽司町558番先<br>から | 中曽司町558番先<br>まで | —          |
| 4455     | 城殿町17号線  | 城殿町463番先<br>から  | 城殿町463番先<br>まで  | —          |
| 4456     | 石川町29号線  | 石川町130番先<br>から  | 石川町130番先<br>まで  | —          |

理由 市道路線の認定について、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求め  
るもの

(議第51号の資料)

認定する路線

| 路線<br>番号 | 路 線 名    | 延 長 (m) | 幅員 (m)    |
|----------|----------|---------|-----------|
| 1674     | 四条町36号線  | 89.80   | 6.00      |
| 1675     | 中曽司町89号線 | 36.19   | 6.00      |
| 4455     | 城殿町17号線  | 101.25  | 6.00      |
| 4456     | 石川町29号線  | 52.32   | 6.00～8.10 |